

TOPIC 3 **ズバリ解説！ 定額減税** のあれこれ！



令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について所得税の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。今回は大きく3つのパターンに分けて、ご説明します。

事業所得における定額減税について

- ✓ 予定納税がない方
- ✓ 予定納税がある方
- ✓ 予定納税があり、給与所得がある方

大きく分けてこの3つのパターンでの処理が行われます。同様に予定納税の減額申請の期限も7/15から7/31まで延長されています。

pattern 01 予定納税がない方

こちらに該当する方は、令和7年3月の確定申告で所得税額から本人の3万円と扶養親族や配偶者の人数×3万円を控除します。

pattern 03 予定納税（事業所得）があり、給与所得がある方

上記のように給与所得の定額減税は本人の意思に関係なく行われます。また、事業所得にかかる予定納税額においても既に減額された状態で、通知されるため確定申告での精算となります。

pattern 02 予定納税がある方

この場合、第1期分の予定納税額から本人分3万円が控除された状態で通知されます。その際に扶養親族や配偶者の分は含まれていませんので、予定納税額の減額申請の手続により第1期分の予定納税額から控除が可能になります。その際に、控除額が予定納税額よりも大きい場合は第2期の予定納税額から控除しきれなかった分を控除します。*1
*1 これにより通常7/31が第1期分の納期でしたが、9/30まで延長されています。

給与所得における定額減税について

定額減税の対象者については下記の通りです。この2つを満たした本人・同一生計配偶者・扶養親族が減税対象者となります。

- ✓ 1年以上日本に居住していること
- ✓ 令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下
給与所得のみの場合は給与収入が2,000万円以下

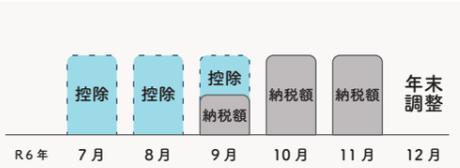
減税額について

- 所得税 → 対象者1人につき3万円
- 住民税 → 対象者1人につき1万円

例) 妻と小学生の子供を2人を扶養とする給与所得者の場合
 所得税 30,000円 × (本人 + 扶養親族3人) = 30,000円 × 4人
 住民税 10,000円 × (本人 + 扶養親族3人) = 10,000円 × 4人
 = 120,000円

減税方法について

所得税 減税額を控除しきるまで、令和6年中の給与等の源泉徴収税額から順次控除し、控除しきれない場合は年末調整で控除します。それでも控除しきれない場合は給付措置が行われます。



住民税 令和6年6月分の住民税の特別徴収は行いません。(年間の住民税の額ー減税額)÷11ヶ月で計算した金額が市区町村から通知され、令和6年7月から令和7年5月分までの11ヶ月間で毎月特別徴収します。



控除しきれない場合

減税額を控除しきれない場合は定額減税補足給付金（調整給付）が市区町村から給付されます。調整給付対象者には各市区町村より給付金の申請書が送られてきますので、内容をご確認いただきオンラインまたはご返送することで支給が行われます。

私が会員のロータリークラブに、言行はこれに照らしてから実施しなさいという、四つのテストがあります。①真実かどうか ②みんなに公平か ③好意と友情を深めるか ④みんなのためになるかどうか 私は、これから各種政策がこのような四つのテストを踏まえて実施されるならば、きっと「私たちのための社会」が実現できるはずと考えています。そのためにはまず自分が実践しているかなければと思っております。

私は、シンプルに歌詞の通り、私たちのための政策を、そして社会を望んでいます。私が会員のロータリークラブに、言行はこれに照らしてから実施しなさいという、四つのテストがあります。①真実かどうか ②みんなに公平か ③好意と友情を深めるか ④みんなのためになるかどうか 私は、これから各種政策がこのような四つのテストを踏まえて実施されるならば、きっと「私たちのための社会」が実現できるはずと考えています。そのためにはまず自分が実践しているかなければと思っております。



定額減税 あなたも対象に？



このパートでは、定額減税の実施により老齢年金および退職を事由とする年金から源泉徴収される所得税および特別徴収される住民税の減税について解説します。

2024年6月より開始する定額減税ですが、年金も対象になります。年金受給者のみ方は1人3万円の上限に達するまで、年金から控除されている所得税が減税されます。毎年、年金事務所から送付される公的年金の源泉徴収票にも減税額と控除していない金額が記載される予定です。

また、年金と給与の所得がある方は年金と給与共に定額減税の対象となり、共に控除されるため確定申告で最終的な調整が必要となります。

注) なお、給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなりますが、重複控除されていることだけをもって、確定申告の義務は発生しません。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票												
支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ)		生年月日			年金の種別						
	氏名											
	区分		支払金額			源泉徴収税額						
	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円			円						
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円			円							
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円			円							
所得税法第203条の3第7号適用分		円			円							
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額			
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	特定	老人	その他	特別	その他	人	人	人	円
源泉控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	区分					(摘要) 【社会保険料の内訳】					
控除対象扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分					介護保険料額 XXXXXX円					
	(フリガナ) 氏名	区分					国民健康保険料(税)額 XXXXXX円					
	(フリガナ) 氏名	区分					後期高齢者医療保険料額 XXXXXX円					
16歳未満の扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分					【定額減税】					
	(フリガナ) 氏名	区分					源泉徴収時所得税減税控除済額 40,000円					
							控除外額(控除していない額) 20,000円					
支払者 法人番号 6000012070001										印 10mm		
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長												



巻頭のあいさつ

今回のKIZUNA通信の第一面は定額減税の特集です。できるだけわかりやすいように心がけて作成したと思いますが、何かわかりにくいところがありましたら是非、担当者にご連絡くださるようお願いいたします。ご理解いただけると、しっかりとご説明させていただきます。